

## 令和4年度草加市介護職員資格取得支援補助金交付要綱

令和4年5月25日  
告示第434号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護人材の育成及び質の高い介護保険サービスの安定供給を行うことを目的として、介護職員の資格取得を支援するため、介護に係る所定の研修を修了し、市内の介護サービス事業者に継続して就業する介護職員に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条及び第8条の2に規定するサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）並びに法第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定するサービス（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。）を行う事業をいう。
- (2) 介護サービス事業者 介護サービス事業を行う者をいう。
- (3) 介護職員 介護サービス事業に従事し、介護サービス事業の利用者に対する介護を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この補助金と同趣旨の他の補助金、他の公的な制度による助成等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、補助対象者とならない。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規

定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、かつ、市内に所在する介護サービス事業者（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業者に限る。）に就業する介護職員で、次の要件の全てに該当するもの

ア 申請日において初任者研修を修了している者又は修了見込みで実績報告日に修了している者で、かつ、その修了日が、令和3年4月1日以降であること。

イ 介護サービス事業者に3月以上継続して就業し、かつ、実績報告日においても引き続き就業していること。

ウ 就業先である介護サービス事業者の運営法人等に直接雇用（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上の職員に限る。）されていること。

- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う研修（以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、市内に所在する介護サービス事業者（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業者に限る。）に就業する介護職員で、次の要件の全てに該当するもの

ア 申請日において実務者研修を修了している者又は修了見込みで実績報告日に修了している者で、かつ、その修了日が、令和3年4月1日以降であること。

イ 介護サービス事業者に3月以上継続して就業し、かつ、実績報告日においても引き続き就業していること。

ウ 就業先である介護サービス事業者の運営法人等に直接雇用（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上の職員に限る。）されていること。

- (3) 前2号に規定する介護職員を雇用する介護サービス事業者等で、当該職員が受講した初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）に係る費用を負担したものの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）であって、補助金の交付を受けようとする者が、当該研修を実施した養成機関（以下「研修実施機関」という。）に令

和2年4月1日から実績報告日までの間に支払ったことが証明できる額とする。ただし、受講料等の支払に係る手数料は、補助対象経費としない。

- 2 前条第1号又は第2号に該当する者で、就業先である介護サービス事業者等から当該補助対象経費について補助等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該補助等に係る額を控除した後の額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 初任者研修 5万円
- (2) 実務者研修 10万円

- 2 補助金の交付回数は、同一の研修の区分において介護職員1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市介護職員資格取得支援補助金交付申請書(第1号様式)に誓約書(第2号様式)並びに対象講座及び補助対象経費が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 規則第8条の規定による通知は、草加市介護職員資格取得支援補助金交付決定・否決定通知書(第3号様式)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、草加市介護職員資格取得支援補助金変更等承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市介護職員資格取得支援補助金変更等承認・不承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、研修修了後、速やかに草加市介護職員資格取得支援補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 研修実施機関が発行する受講料等に係る領収書

- (2) 研修実施機関が発行する修了証明書の写し
- (3) 介護サービス事業者が発行する就業証明書（第7号様式）（発行日から起算して30日以内のものに限る。）
- (4) 介護サービス事業者等が研修の受講料等を負担した介護職員に受講料相当額を補填した場合は、補填したことが確認できる書類（対象介護職員の受領書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（額の確定通知）

第10条 規則第14条の規定による通知は、草加市介護職員資格取得支援補助金交付額確定通知書（第8号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市介護職員資格取得支援補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第12条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市介護職員資格取得支援補助金交付決定取消通知書（第10号様式）によるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。